

全国青年税理士の統一意見成る

——税理士制度は斯くあるべきだ——



発行所
全国青年税理士連盟
東京都豊島区南池袋
2-13-10(03)987-4416
(前田税理士事務所内)
編集兼発行人 寺西一三

全青税においては、昨年12月20日、日税連の諮問機関である税理士制度調査会が「わが国における税理士制度のあり方」について答申を行なったことにより、税理士法改正の機運が熟したものと判断し、直ちに傘下各単位会において、それぞれ答申などを研究材料にして討議をかさね、二月十一日名古屋に各単位会代表が参集し熱心に審議をつづけた結果、「税理士制度のあり方」についての意見の統一をみることに成功した。

税理士は納税義務者の權益を擁護することを使命とする納税義務者の代理人であるとの認識の上に立った新しい税理士像は、税理士自身の職域擁護、職域拡大を叫んでいるのではなく、あくまでも納税義務者のための税理士制度の完備をめざしているのであって、この意味において、全納税義務者と全税理士の声を集約したものであるとの自負をもってゐる。

若い税理士の諸君！ その力を結集して、新しい税理士制度の確立のために努力し奮闘しようではないか！

わが国における税理士制度のあり方

日税連税理士制度調査会答申批判

昭和四三年二月二〇日、日本税理士会連合会税理士制度調査会より、「わが国における税理士制度のあり方についての答申」が発表された。

この答申は、昭和四一年一〇月二二日より二年余にわたり、一九名の各界の学識経験者が論議を重ねた結果であるが、ここにはえがき出された税理士制度は、われわれが望むべき姿とは程遠いものである。「税理士制度のあり方を検討するにあたって」「すべてに先行する基本的問題」である「この制度が果たすべき社会的機能」と「税理士の職責ないし使命」の正しい把握がなされていないからである。「納税者の公法行爲の援助」を第一の社会的任務とし、「納税者の租税法上の權益を擁護する後見的任務」を第二とする認識は、税理士制度が納税義務者の權益を擁護する代理人制度であるという認識が欠けているのである。

税理士制度が確立されてはじめて達成されるものである。われわれは、このような税理士制度のあるべき姿を想定して以下に意見をまとめた。

一 税理士の使命〔答申第一〕

昭和一七年、税務代理士法によって発足したわが国の税理士制度は、昭和二六年のシャープ勧告によって一大転換を遂げた。すなわち、わが国の政治経済および社会の各分野における民主化の一環として、賦課課税方式の税制から、民主的な申告納税方式を中心とした税制へ改革が行なわれた。

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

それと共に、わが国の税理士制度は、税務行政の補助的機関から脱却し、納税義務者の權益を擁護する代理人制度として重要な社会的使命を有することになった。

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

租税法主義は、罪刑法定主義とともに民主主義国家の不可欠の要件である。「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」（憲法第三〇條）のであり、

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

国が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（憲法第八四條）

のである。そして「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」（憲法第一四條）し、「すべて国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法第二五條）。又、「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない」（憲法第三五條）、

「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」（憲法第三八條）。これらの「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなればならない」（憲法第十二條）。

このような憲法の制約の下に具体的に規定される各種の税法は、社会・経済の進展と共に複雑且つ難解になり、租税法上の専門的な知識を具えなければ、納税義務者がその權益を擁護することは不可能である。ここに納税義務者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

「税理士制度に課せられるべき第一の社会的任務は、納税者の租税法上の活動能力を補充し、または拡大すること、つまり、納税者の公法行為を援助することに求めべきものであると考えられる。第二は、納税者の租税法上の權益を擁護する後見的任務である。」

「税理士制度は、弁護士制度とならび、国家国民の見地から、その社会公共性が認識されなければならぬと考へる。」という答申の税理士制度についての認識は不十分である。答申があげている第一の社会的任務である「納税者の公法行為の援助」はつまり、納税義務者に代わつて、納税申告書その他の税務申告を作成し、税務上の種々の手続きを代行することである。これらは、税理士が納税義務者の權益を擁護するというその使命を遂行するための手段の一つにすぎない。又、「後見的任務」という把握には、税理士が納税義務者の代理人であるという認識が欠けている。

「国家国民の見地からの社会公共性」は、税理士制度が「納税者の租税法上の權益を擁護すること」を目的とする」としながら、一方に税理士が税務行政の円滑化のため、その補助的機関としての機能も果さなければならぬとする考へ方を捨てきれずにいることを示している。

税理士の職責についても、必然的に税理士法第一条の規定は、「国の立場から義務の面のみを強調しすぎてゐるきらいがあり、税理士制度も納税者の後見的制度とする民主的理解の面に欠ける憾がある。税理士の職責という規定のあり方としては適当なものとはおもわれない。」ということになり、辛うじて「中正な立場」という字句の存置の不必要を主張するのみに終つてゐる。そこには、納税義務者の權益の擁護を税理士の社会的使命とする認識の上に立つて、代理人としての税理士の使命を積極的に規定しようという意図が見出されない。

われわれは次のように提言する。弁護士法第一条が「弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と弁護士使命を規定しているように、税理士法第一条は、税理士が納税義務者の權益を擁護することを使命とする納税義務者の代理人であることを明確に規定するよう改正すべきである。

II 税理士の業務〔答申第二〕

税理士法第二条は税務代理、税務書類の作成および税務相談を税理士の業務と定め、これを税理士の独占業務として規定している。税理士の業務については税理士の社会的使命及び現実の社会的機能

との関連においてその対象となる税目、業務の範囲およびそのあり方をそれぞれ検討する必要がある。

この点において現行法及び答申による税理士の業務は不完全である。

1 税目

税理士法第二条によれば税理士業務の対象となる税目は所得税、法人税、相続税、贈与税、事業税、市町村民税、固定資産税、財産税及び富裕税とされている。

租税は国民の権利義務に重大な関係をもち、且つ税理士は納税義務者の權益を擁護する社会的使命を有する業務に関する職業専門家である。従つて、税理士の業務がすべて税目に及ぶことは当然であり、現行の制限列挙は廃止して、すべての国税、地方税に関する業務を行なうこととするよう包括的に規定に改めるべきである。答申が述べているように独占業務の対象とすることによつて、納税義務者に不便を与えると言ふことは考えられず、一部税目を除外する理由は認められない。

法の代理として把握し、事実の解明、開示または陳述のような代理にそぐわない事実行為については代行の概念を用いて代理と区分すべきであると言ふ意見がある。税務代理は税理士法上の特別概念であるから、上述の事実行為といわれる事項について代行することを税務代理と規定しても差支えないばかりでなく、税理士が依頼人に代つて行なう事実の解明、開示または陳述は、依頼人が行なつたものとして扱ふべきである。但し「その他の事項」と云う表現は不明確であるから「納税義務者の主張もしくは陳述」と具体的に表現すべきである。

3 税務書類の作成

税理士法第二条第二項は、申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類を税務書類と規定し、依頼人に代つてそれらを作成することを税理士の独占業務としてゐるが、その他税務官公署に提出する書類とは、どの範囲の書類か必ずしも明らかでない。一般に納税義務者が税務官公署に提出する書類は、それが申告書等に添付されようと、別個に提出されようと、課税標準額ないし税額の確定につながるものである。従つて例えば財務書類そのものは税務書類でないにしても、税務官公署に提出する書類は税務書類である

り、その目的で書類を作成することは税務書類の作成である。

4 税務相談

税理士法第二条第三項は申告申請、不服申立、過誤納税金の還付請求その他の事項につき相談に応ずることを税務相談と規定している。

答申は相談に應ずることについて個別具体性の原則を規定すべしとしているが、その必要性は認められない。

一般的な普遍的な税務相談はあり得ないからである。

5 会計業務

税理士がその業務の一環として企業の会計業務を行なつてゐることは周知の事実である。

法人税法第二条第四項に「当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする」とあるように企業会計の専門家でないれば税理士業務を全うすることは出来ない。即ち税理士は当然会計に関する専門家であることは一般社会通念となつてゐる。しかるに、税理士法において、このことが明確にされていないことは、非現実的であり、税理士の業務について誤解を招き、税理士が業務上侵害をうけるおそれがある。これを是

正するため、「税理士の名称を用いて他人の求めに依り、報酬を得て、財務書類の調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に充当すること」を税理士の業務として明定すべきである。

6 経営相談

中小企業の育成、発展こそ我が国の経済発展の重要課題である。ところが中小企業をとりまく産業界の発展はめまぐるしく、これに対処するため中小企業は経営及び技術革新について適切な助言者を切実に求めている。

税理士制度創設以来、中小企業へのこの要請に応えて税理士が経営顧問として経営の診断と指導を行って来ている役割は大きく、又今後においてもその期待されるところは大きい。経営の相談に充当することを税理士の業務として規定することは税理士の社会的機能の上から当然である。

7 税務訴訟代理

税理士法第二条第一項は税務に関する訴訟代理を税務代理から除く旨規定されている。しかし税務に関する職業専門家として納税義務者の権利を擁護するという税理士の使命からすれば、当然税理士は、事実関係の最初から訴訟の段階まで一貫して代理機能を果たすべきである。司法一元化との関係から、税理士が税務訴訟事件の代理

人となることは困難である。などということは陳腐な議論に過ぎず、いたずらに納税義務者がその権利救済の道を求めることを困難としている現実に目をおおおうものである。

8 税務監査

申告納税制度は二〇年の歴史を経過し、税実務と税務行政を通じて経験し、体得し発達したもののなかから、公正妥当なる税務監査基準が作られ、これにもとづく職業専門家たる税理士の税務監査が行なわれることは、申告納税制度上必要不可欠なものである。

このことは、納税義務者の税務方策の合理化を図り、税務官公署の信頼を得、更に納税義務者自身の社会的信用を昂めることとなる。又税務行政の合理化と一層の公平化を得る結果となる。

更に税務行政に与つては責任範囲を明確化し得るものである。この制度の育成発展を図るため現行税理士法第三三条の二の規定を拡充し、税務監査を税理士の業務として発展せしむべきである。

II 税理士の権利

〔答申第六の一〕

現行法においては、税理士が税務行政機関の補助的機能をもつものとして、税理士の代理権を全く無視しているが、納税義務者の権

益を擁護するという税理士の使命を全うするためには、次の様な権利を税理士に付与すべきである。

1 調査の通知

もともと自主申告納税と云う民主的な租税制度のもとでは、税務官公署が納税申告書について調査する必要がある場合においては、納税義務者に対し調査の事前通知を行なうことが当然であるから、これを国税通則法に明確に規定し、調査の事前通知制度を法制化すると共に、税理士の代理権を明確にするため、必ず代理権を有する税理士に対し、一定の期間を置いて日時・場所を通知し、その了解のもとに調査を行なうこととする。尚この通知は納税義務者本人に対する通知に代えるものとする。

税理士法第三四条においては「納税義務者本人にあらかじめ日時・場所を通知して調査する場合」にのみ「代理権を有する税理士に」あわせてその調査の日時・場所を通知しなければならぬ」と規定され、調査する場合に原則として通知しなければならないと云う規定ではないため、調査の事前通知は例外的に取扱われ、いわゆる抜打調査が調査の主流となつていて、税理士の代理権は殆んど無視され、税務官公署自身の手により納税義務者との間のトラブルを生ずる種をまき、その

反感をそそり、自主的な申告納税と云う民主的な租税制度を破壊しつつあると云つても過言ではない。

統計的にみても抜打調査をしなければならぬ納税義務者は既に少数であり、この少数の納税義務者のために大多数の納税義務者に迷惑を及ぼしたり、その反感を受ける様なことは税務行政にとつても利点とはならない。この様な見地からすれば、無通知による調査を行なう場合を法律の上で厳格に規定すべきである。

2 意見の聴取

代理権を有する税理士が関与する事案について、税務官公署が更正又は決定、若しくは不服申立に對する裁決（以下更正等という）を行なうに當つては、予め代理権を有する税理士に対し文書を以つて、更正等を行なうその内容を通知し、しかる後、その税理士の意見を必ず聴取しなければならないこととし、このような手続を経ないでなした更正等はその効力がないものとする。

税理士法第三五条では、第三三条の二第一項に規定する書面が添付されている納税申告書について更正をする場合と、国税局協議団が不服申立て事案を調査する時のみ、代理権を有する税理士の意見聴取が義務づけられているにすぎない上、その第三項においては

「意見聴取の有無は更正等の効力に影響を及ぼすものと解してはならない」として、意見聴取の規定を死文化させ税理士の代理権は全く無視されている。

この様な税務官公署にのみ一方的に都合のよい意見聴取の規定は有つて無きに等しく、意見陳述の機会も与えられなくては、代理人たる税理士が納税義務者の権利を守ることは不可能であり、税務行政に對する不信のそしりは免れない。

代理権を有する税理士に對する絶対的意見聴取義務を税務官公署に課することは、税理士に對する納税義務者の信頼を増すのみならず、税務官公署と納税義務者との間の税務紛争は少なくなり、税務行政の円滑化にも寄与するところが大きい。

3 処分通知

代理権を有する税理士が関与する事案について税務官公署が更正等を行つた場合、その通知は代理人たる税理士に對して行なうこととする。この通知は納税義務者に對する通知に代えるものとする。ことよつて、税理士の代理権を明確にすべきである。

現行法は全くその規定を欠いたため、更正等の通知が納税義務者になされても、代理人たる税理士は何等これを知らずにいて、不服申立て期間を無為に経過する等、納

納税義務者の權益を充分に守りえない場合も起りうる。納税義務者に対する更正等の通知は、その使用人等が受取ったりして重要性の理解がない等のために忘失するなど、納税義務者が知らずにいる場合も想定され、代理人たる税理士に通知すれば如何なる場合にも、納税義務者がその権利を行使する機会を失うような事態を防ぎ得る

4 書類の閲覧と謄写

税理士がその業務を行なうため必要な場合には、税務官公署の調査事項を記載した書類を閲覧し、或は謄写を請求することができ、税理士が不服申立てを依頼された場合、更正又は決定の内容を検討して、事実誤認又は法令違反の有無を調査することは当然に必要であり、又これをするにより、容易に納税義務者の權益を守ることができ、かかる権利を税理士に与えることにより、他方税務官公署は更正又は決定するに當っていきおい慎重とならざるを得ず、適正な税務行政が期待されることになる。

IV 税理士の資格

〔答申第三、第四〕

1 資格取得の単一化

現行制度では、税理士となる資格を、税理士試験に合格した者のほか、弁護士および公認会計士にも税理士試験を受けなくて、無条

件に与えている。又、税理士試験においては、税務職員に対して特別試験を認め、一定の者に一定の科目について試験を免除し、その免除科目が、全科目に及ぶものに対しても税理士の資格を与えることとなつてい

る。税理士の納税義務者の權益を擁護するという使命を全うするためには、専門的学識、技能、経験等を有する独立不羈の者であることが望まれる。この要請にごたえるために、その資質をためさず無条件に税理士の資格を与えるようなことをやめて、税理士試験合格者のみに税理士の資格を与えるように単一化すべきである。

特別試験の合格率は、非常に高く、いわば無試験に等しい。このような状態では果して税理士となるに十分な資質を備えたものが合格しているか疑わしく、国家試験の公平性、法の下の平等という見地から不合理でもある。

そこで次のようにすべきである
(イ) 弁護士、公認会計士といえども税理士の資格を与えるためにには税理士試験を課する。
(ロ) 税理士法第八条の試験免除は廃止する。

2 実務経験年数

(ハ) 特別試験を廃止する。
現行法においては、国税又は地方税に関する事務に従事した期間

が二年以上であれば実務経験年数に算入している。税理士業務が高度な会計知識を必要とし、納税義務者の權益の擁護をその使命とするから、このような期間を実務経験年数に加えることは適当でない。

そこで税務職員であつた者に税理士の資格を与える場合には、その離職後二年間は、税理士の補助者としての実務経験を要することとすべきである。

3 科目別合格制度

現行の科目別合格制度は、社会の凡ゆる階層、境遇の人達が、学歴、性別、年令をとわず、仕事と勉学とを両立させながら受験することを可能にし、税務に関心をもつすぐれた人材を、広く社会に求めることができるすぐれた試験制度である。

もし、これを一括合格制度へ変更するときは、学生あるいは職業につかず勉学に専念しうごく少数の恵まれた者以外は、事実上、受験が不可能となり、それは、いたずらに暗記に頼る試験となつて、実務家として、すぐれた税理士を作り出すことにはならない。したがって、科目別合格制度を存続すべきである。

V 税理士の組織〔答申第八〕

税理士の社会的使命は納税義務者の權益擁護である。この使命を

実現するためには税理士は税務行政機構からの独立がはかれなければならない。従つて組織改正の中心も自主性の確立を促進するにあることは言うまでもない。

1 税務行政機構からの独立

税理士法第四九条には「税理士は国税局の管轄区域ごとに一個の税理士会を設立しなければならない」と規定され、さらに管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として支部又は部会が設けられており、税務署が分轄されれば税理士会の支部又は部会も分轄される現状は税理士が税務行政機構に從属させられていることを如実に示している。

2 税理士の全国組織

税理士法第四九条の一四に全国の税理士は日本税理士会連合会を設立しなければならないとされ、各単位の連合体が日本税理士会連合会であり、その運営が実状では各単位の会長によつて總會が構成され、一切の議決がなされている。

直接の会員として全国単一組織をつくるべきである。

總會は各支部より会員数等に依り一定の代議員を選出し、その代議員により構成すべきである。

3 税理士会と税務行政機構との関係

大蔵大臣は必要と認めた場合には税理士会によつて行なう事務について報告を求め、又は税理士及び税理士会に関する調査を依頼することができることとし、税理士会及び税理士に対する監督は一切行なわれないこととする。

VI 税理士の自主性

〔答申第五、第六の2、第七〕
税理士は納税義務者の權益を擁護することを使命とするから、その使命達成のため税務行政機関から完全に独立し、対等の地位にあることが要請される。そこで登録および懲戒は、税理士会が自主的に行なうべきであり、税理士の義務も最少限にとどめるべきである

1 登録制度

(イ) 登録手続
現在登録手続は日本税理士会連合会において行なうこととなつてゐるが、税理士法第二九条により、その手続、まつ消、その他登録に関する細目については、大蔵省令で定めることになつてゐる。税理士会の自主性を尊重する上からは、これらの事項は税理士会において定めるこ

日 税 連 批 判 論

東京会 宅 野 仰

各単位会で会員が会長を初めてする執行部に対する税理士のための地域社会への要望の多くは、その地域社会における歴史的所産としての会そのものの生活方式と現時点において直面している生活方法そのものの対比から初まり、それらが幾多の複合要因となって、古き世代と新しい世代の思想と行動に大きな開差を伴って具現する。

このような各単位会の歴史的性格とその運営は、会則や税理士のための税理士会への理念そのものよりも、むしろ、個人的プレーとその個人的価値評価を中心に多くの場合進められ、その結果として執行部内における人間的結びつきに重点が置かれ、さらに長期的人間関係は新しい創造を持たなくなつたまま、マンネリ化の傾向を辿る。

かくて、○親分中心主義的感覚が慣習化し定着化するに従い、執行部と会員のへだたりが既存の姿として表われる。そして多くの場合執行部はその事実は無策である。このことは多くの単位会にみることができ都会においてはその矛盾の指摘が早いことから、比較

早く改善への道が開かれる傾向にある。

人間関係は重要な意味をもち、会そのものの活力や長期的方向づけに負うところが多い。しかしわか税理士会においても近代的資本主義社会の支柱ともいべき、市民社会的な合理精神がまだまだ十分に育っていない。のみならず、封建的な大思想や世俗的な權威主義が根強くはびこっている。人間相互の関係にしても、税理士のためを中心としたつながりよりは、コネと情実のキズナが強固である。このような現実から執行部は団結しているといった場合、真に「税理士のための税理士会」の理念を中心に一九となつていゝとは単位会の多くや日本税理士会連合会（以下日税連と言う）について言い難い。

それでは、税理士のための税理士会にすることを望むならば、単位会の当面する諸問題を各単位会のみで解決すれば足りるだろうかとの疑問がある。

それゆえ、われわれは日税連そのものの実態を知る必要がある。その運営の中心である執行部は正副会長と企画審議会であり、

企画審議会の構成員には各単位会の会長が成っている。

理事会は会長の招集によって開かれるが議題は会長よりあてがい扶持である。会長はどの会合においても議長となり、会務の処理は会長から指名された専務理事（理事のなかから一名）がこれに当る。理事会は意思決定機関であるけれども会の執行そのものを決定づけるほどの権限がない。だから理事会の決定した事項を正副会長が会務執行上捨て去つてしまつて多額の費用を無駄にしてしまうことも少なくない。

正副会長は理事会の議題を取捨選択でき、しかも、理事会決定事項の取捨選択すら出来るから、税理士会のためにの切なる心を持った真面目な理事の発言は実質的な意味において役立たないでしまふことも多い。

正副会長の実力者と称するボス達、この人々は表面で検議するより裏面工作に妙を得た人々であるから、表面上の発言からではその真実の姿をみることは至難といえるだろう。

多くの単位会の会長は、一會長としての立場が強く、単位会の代表ではあつても地域的な事柄が優先し、税理士そのものについての事柄は後となり、上位概念である「税理士のための税理士会」との立場は、地元の人気や自己の外見

的立場といった下位概念によって支配される結果、常識的判断では考えられない発言や行動をとることもしばしばである。

徳なけれども富める人、真心なけれども力ある人によって会が私物化され、個人の気分によって会の運営が左右されることは民主主義の原則からも断固否定されるべきである。

役員の中には名譽職型、無難型、慣習型、長寿型、用人型等の人々が居るがこれらの人々は会の運営を害する者である。いずれにしても、これらの型の人々は税理士のためなど本気で考えていないことはその言動で計り知れる。とはいへ、現実の会がそれらの人々の言動で支配されていることを知らなければならぬ。

日税連の会則は官選會長時代、当局の監督と指導の統一性、迅速性、強権性を中心に作られたものであり、各単位会による総会は少数会員と多数会員の性格、地域的広さの差と地方地方の慣習を中心に考慮されているものであることは明らかである。

現在の会の運営は各単位会の会員としての多数決原理が慣習によって排除され、単位会の声である評議員会は幻の会であつて開かれた試しがない。理事会は単なる諮問機関としての存在価値しかなく、このままの状態では税理士業

界の発展を阻害する要素があまりにも多い。

会を良くするにはそれにふさわしい執行部が必要であり、会則があつても会則を無視し、武士道の例外的情が常のものとなり、何度も腹は切れるし、単位会のこととは主従の問題とされ、地域的後進性と少数会員過保護は問題の重要性をないがしろにしている。これらことから、最早、誰一人として日税連執行部に対する畏敬の念など持たなくなるだろう。

商法改正問題の最中、人事の変更を加へ遅延せしめ、會長自身年頭所感において商法問題について消極的立場を明らかにし重要問題と四ツに組んでみることをしなない現在のままでは、日税連は妖怪の城であり、個々の税理士は一部の税理士モドキのロボットとなつてしまふだろう。そしてその後に残るものは無惨な税理士会の姿である。

各単位会においても役員選挙の時期を目前にしている。よりよい人々を日税連の送るために真剣に考え行動しなければならぬ。

日税連をよくするためには、税理士法第四十九条の十四他の日本税理士会連合会のうち税理士会の会を削除し、代議員制を採用し、理事会の決議を優先せしめ、専務理事の独善を排除しなければならぬ。さらに会長の権限、総会の在り方についても再検討を加えることが緊急の問題である。

特報

日税連首脳の暴挙を糾弾!!

公開質問状

日税連の法対策本部の使命は昨今のわが税理士業界の現実を直視するとき、ますます重要性を帯び且つ焦眉の問題が多く、一時たりとも看過することが出来ないことは当然の事実である。斯様な時去る十二月三日、日税連企画審議会において突如各法改正対策特別委員長の解任が行われた。この件につき昭和四十四年一月二十日迄に下記事項に対し文書をもってその事実をこ

記

- 一、如何なる理由により各委員長との交替が行われたか。
- 二、事前に各委員長に了解を得たか。
- 三、各委員長に如何なる不都合事由があったのか。
- 四、斯様な審議の結果既に一月ヶ月有余にわたり著しく法対策本部の活動を停滞せしめ、その機動性と適時性を失わせしめた事態は税理士業界に重大な損失を与えた。この責任を感じているか又どう対処するのか。

去る十二月三日の日税連企画審議会は、突如として法対策委員会の改組を決め、社労法対策委員会は解散し、税理士法改正・商法改正の両対策委員会の委員長を解任すると云う暴挙を敢て行なった。

両委員会とも現委員長のもとに、着実に審議を重ね、その対策を練り、具体的な活動を展開しようとしている矢先であったが、この日税連企画審議会の暴挙によりその活動のすべては停止せしめられ、税理士業界の重大時機に、最

役員会報告

一月十一日京都東山のホテル東園に於て本年第一回の役員会が開かれた。

前田代表幹事の挨拶につづき同君司会で議事に入り、まず東京税理士会常務理事二瓶竜美君より日税連の近況、税理士法改正問題、商法改正問題等について簡潔な説明があった。

今回は日税連の「税理士制度のあり方についての答申」が発表された直後だけに、全青税として統一意見を公表しようという気運が強く二月十一日に各連盟の代表者による統一意見起草委員会を開く

も大切な活動が行われたいと云う、業界にとってまことに遺憾な事態となった。

心ある税理士なら誰しも、この様なことを決めた日税連首脳部の真意は何処にあるかと、疑わずには居られないであろう。

我が全青税として、心ある税理士を代表して、別掲のとおり公開質問状を、日税連企画審議会を構成する各単位々々長にぶつけその回答を求めたのであった。

しかるに今日まで彼等からの誠意ある回答は得られなかった。

そして委員長の解任は、その後の正副会長会で保留となつたまま納税通信の記事となつたりして税理士会の恥部をさらしている。

ことを決定した。

なお、前回の役員会から日税連の組織上の問題・運営上の問題について議論があり今回は一層強い発言もあり、日税連問題を継続的に研究することになった。今回の役員会としては、去年末の日税連法対策委員会の改組について、公開質問状を出すこととなり、各連盟二名宛で構成された委員でその原文を作成して承認された。この公開質問状は一月十四日に日税連の企画審議会のメンバーに送られた。

最後に、本年度の代議員総会は名青税の担当で七月二十日名古屋地区で開催することを決定した。

東京税理士会主催・日本税理士会連合会協賛で

欧州税法夏期大学が開かれます

8月2日~27日 頭金なし、毎月(2万3千円(+金利))
で参加できます。
¥ 575,000. (三食付、お小遣いを除くすべての費用を含む)

- 簡単な割賦制度 税理士会会員は無審査お手形を頂くだけです。
 - 旅程は勿論、ホテル、食事等すべてデラックス
 - 参加資格 税理士会会員とその家族並びに顧問先 (一般は別に観光スケジュールあり。)
 - 申込締切 昭和44年4月15日
- 詳細をお問い合わせ下さい

日本信販トラベルサービス株式会社

東京都港区青山5-6-20 TEL 400-8341
(欧州夏期大学係、担当中里見)

○夏期大学(一週間)

於:西独ミュンヘン

修了証書授与

○各国会計士会と会議

訪問国

- スイス イタリー
- フランス イギリス
- ベルギー ドイツ
- オランダ タイ
- デンマーク スウェーデン
- フィンランド
- オーストリア